

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校事務職員が行った行為について、令和7年(2025年)9月22日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校事務職員（男性・41歳）・停職3月

2 処分事由等

令和7年(2025年)7月19日(土)午前9時30分頃から、当該事務職員が兵庫県美方郡香美町の今子浦海水浴場にて遊泳中、共同漁業権が設定された漁場で但馬漁業協同組合の許可なくマイナスイバーを用いてサザエ21個、アワビ3個を採捕したところ、海上保安官より任意聴取を受けた。当該行為は漁業法に抵触する非違行為であり、これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」